

## 江戸川区議会ハラスメント根絶条例

### (目的)

第一条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和四年三月江戸川区条例第二号）の趣旨を踏まえ、ハラスメントを根絶するため同法に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第二条 この条例は、江戸川区議会議員（以下「議員」という。）間又は議員と江戸川区職員（以下「職員」という。）との間において生じたハラスメントについて適用する。

### (定義)

第三条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

一 言葉、行為等により相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

二 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

三 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

四 性的志向、性自認等の望まない暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

（議長の責務）

第四条 江戸川区議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議長は、議員から職員へのハラスメント及び議員間でのハラスメントが認められた場合又は江戸川区長（以下「区長」という。）より議員から職員へのハラスメントの報告があった場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第五条 議員は、選挙で選ばれた江戸川区民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行った者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

（研修の実施）

第六条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために、議員に対して必要な研修等を行わなければならない。

（事実関係の把握）

第七条 議長は、職員又は議員からハラスメントに関する申出があった場合又は

区長より議員から職員へのハラスメントの報告があった場合は、当該申出又は報告に係る事実関係を調査の上必要な対応を行わなければならない。

（措置・公表等）

第八条 議長は、前条に係る調査を行うために、議長が別に定める審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

2 議長は、ハラスメントの事実の認定に当たっては、審査会の調査結果を尊重するほか、議会運営委員会の意見を聴くものとする。

3 議長は、前各項に基づく調査の結果、議員によるハラスメントの事実を確認した場合は、審査会及び議会運営委員会の意見を聴いた上で、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

（議長職務の代行）

第九条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは議会運営委員会の委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（プライバシーの保護）

第十条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

議員によるハラスメントを根絶するための措置を講じることにより、より区民に信頼される議会を実現するため、条例を規定する必要があるもので、本案を提出いたします。